

平成24年度外務省委託
中南米諸国に対する文化無償資金協力案件の評価等調査
(報告書概要)

本報告書概要は、外務省が委託して株式会社オリエンタルコンサルタンツが実施した「中南米諸国に対する文化無償資金協力案件の評価等調査」の結果をとりまとめた報告書の概要版です。

ここに記載された見解は、調査団による分析結果及び提言であり、外務省の立場や見解を反映するものではありません。

報告書概要

1. 調査の実施方針

文化無償資金協力（一般文化無償及び草の根文化無償）は、開発途上国の文化・高等教育振興や文化遺産保全等を目的として、機材の購入や施設の整備を支援することを通じ、日本との文化交流促進や相互理解の増進を図るための無償資金援助スキームの1つである。「一般文化無償資金協力」は政府機関が、また「草の根文化無償資金協力」は、NGO や地方公共団体等の非政府機関が支援対象となる。

中南米諸国は、現在、文化無償の主要な被供与国となっており、かつ今後も継続的な案件実施が想定される地域である。本件業務は、これまで中南米諸国に対して実施した文化無償案件のうち3か国9案件に対する事後評価を行い、その結果並びにそれらから抽出された教訓を踏まえ、現地事情に即した文化無償資金協力の対象分野やその在り方について検討し、より戦略的・効率的な文化無償案件の形成・実施を行うことを目指すものである。調査の目的は以下の通り。

近年複数の文化無償案件を実施しているコスタリカ、コロンビア、ペルーにおける一般文化無償案件及び草の根文化無償案件のうち、対象9案件について事後評価を行う。

対象案件の評価結果及びそこで分析された文化無償の対象分野や中南米特有の現地事情等も踏まえ、評価対象3か国及び中南米における、より戦略的・効率的な文化無償案件の形成・実施に関する提言を行う。本調査の評価対象案件として外務省が選定したのは以下の9件である。

表-1 プロジェクト・レベル事後評価対象案件

案件名（実施国）	種別	実施年度	供与限度額
国立音楽センター楽器整備計画（コスタリカ）	一般	H18 (2006)	55.9 百万円
国立通信教育大学印刷機材整備計画（コスタリカ）	一般	H19 (2007)	43.5 百万円
ポアス火山国立公園展示室整備計画（コスタリカ）	草の根	H20 (2008)	9.8 百万円
ルイス・アンヘル・アランゴ図書館視聴覚機材整備計画（コロンビア）	一般	H16 (2004)	47.8 百万円
トリマ県音楽院楽器整備計画（コロンビア）	一般	H18 (2006)	70.0 百万円
コルスブシディオ美術館音響及び映像機材整備計画（コロンビア）	草の根	H19 (2007)	10.0 百万円
ペルー国立図書館視聴覚機材整備計画（ペルー）	一般	H19 (2007)	36.5 百万円
日秘文化会館大ホール音響照明機材整備計画（ペルー）	草の根	H20 (2008)	7.7 百万円
ペルー日本人移住史料館改修計画（ペルー）	草の根	H21 (2009)	10.0 百万円

出典： 調査団作成

調査は、文献のレビュー、日本国内にて評価対象 9 案件が扱った分野にかかわる有識者や案件に従事した関係者へのインタビュー調査・視察を行った国内調査と現地調査からなる。現地調査時期は、現地のクリスマス休暇時期等を勘案し、2012 年 12 月初頭に 1 か国（ペルー）、2013 年 1 月に 2 か国（コスタリカ、コロンビア）の調査を実施した。現地調査手法としては、インタビュー調査、アンケート調査、機材等調査、ワークショップの 4 手法を併用した。

2. 中南米諸国に対する文化無償資金協力

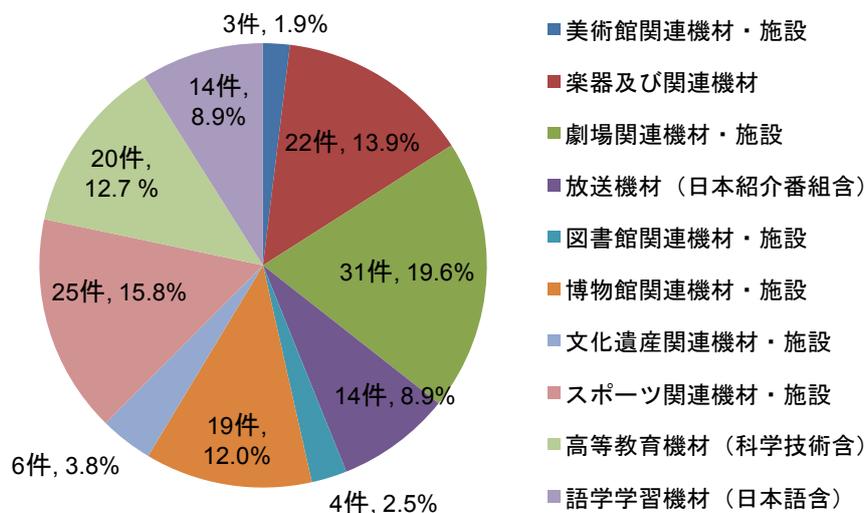
中南米諸国は、他地域に比べ、文化無償資金協力が積極的に実施されている地域といえる。その傾向は、文化無償資金協力開始から今日までの累計でも見られる。表は、1975 年度からの文化無償資金協力の地域別実績の累計値をまとめているが、文化無償資金協力全体の金額の 28.0%が中南米への支援であり、アジア地域に次いで多い。

表-2 文化無償資金協力の地域別実績（1975-2011 年度累計）

地域	一般文化無償			草の根文化無償			一般+草の根文化無償合計		
	昭和 50 年度～平成 23 年度			平成 12 年度～平成 23 年度			昭和 50 年度～平成 23 年度		
	件数	金額	%	件数	金額	%	件数	金額	%
アジア	435	197.49	31.1%	85	5.06	25.1%	520	202.55	30.0%
大洋州	48	16.05	3.4%	3	0.12	0.9%	51	16.17	2.9%
欧州	137	62.71	9.8%	56	3.09	16.6%	193	65.80	11.1%
CIS	46	20.79	3.3%	32	2.41	9.5%	78	23.2	4.5%
中東	152	75.42	10.9%	40	3.56	11.8%	192	78.98	11.1%
中南米	394	185.06	28.2%	92	5.80	27.2%	486	190.86	28.0%
アフリカ	186	74.06	13.3%	30	1.86	8.9%	216	75.92	12.4%
合計	1,398	631.58	-	338	21.90	-	1,736	653.48	-

出典：外務省ホームページのデータ及び外務省資料を基に調査団作成（金額は億円）

近年の案件の特色として、過去 10 年間（2002-2011 年度）に中南米諸国で実施された文化無償資金協力案件を、案件タイプ別に分類すると図-1 の通りである。「劇場関連機材・施設」の案件が一番多く、過去 10 年間で 31 案件であった。続いて、25 案件実施された「スポーツ関連機材・施設」案件、22 案件の「楽器及び関連機材」案件が多い。一方で、「美術館関連機材・施設」案件は 3 案件と少ない。



出典：外務省ホームページのデータ及び外務省資料を基に調査団作成

図-1 中南米諸国で実施された文化無償資金協力の案件タイプ（2002-2011年度）

近年の案件の傾向については、「劇場関連機材・施設」案件や「スポーツ関連機材・施設」案件、「楽器及び関連機材」案件は、全体的に数が多いものの、減少傾向にある。一方で、「語学学習機材（日本語含）」案件及び「放送機材（日本紹介番組含）」案件は、近年増加の傾向にある。「博物館関連」案件は、近年案件数が伸びており、特に草の根文化無償資金協力における案件数が多い。

3. 評価対象案件評価結果

評価対象 9 案件の評価結果について以下に総括する。評価結果には案件差があるものの、各案件で期待された効果については、すべての案件でおおむね得られたといえる。

(1) プロジェクトの妥当性

文化無償資金協力の目標である、日本や相手国の文化の普及・深化という点においては、すべての評価対象プロジェクトについて妥当性が確認された。一方で、日本の国別援助方針や事業展開計画から見ると、それらには直接的に結び付けることが困難な案件もあった。

被供与国の開発方針等から見ると、いずれの案件についても、文化への公平なアクセスや教育の質の向上等の切り口から、その開発方針との妥当性はあったといえる。ただし、草の根文化無償資金協力案件については、ペルー日系人協会（APJ）に対する支援等、その国の開発方針とは直接的な合致が見られない場合もあったが、それらについても間接的には被供与国の文化や教育の面に資するものであったといえる。

(2) 機材／施設の適切性・効率性

すべての案件において、文化無償資金協力を通じた供与機材／施設はおおむね非常に高い頻度で使用されていることが確認された。

ただし、施設移転計画等で前提条件が変わったことにより、供与機材の一部についてたとえば、使用頻度が落ちたり、別用途で使われた事例もあった。具体的には、コルスブシディオ美術館において、移転先の面積規模が計画時の想定規模に比べて小さかったため、一部の機材が部屋に入りきらずに、別用途で使われたり、あるいはマイクの使用頻度が減少するなどの事象がみられた。

また、機材の仕様や使用見通しについては、ほぼ妥当であったと考えられる。ただし一般文化無償資金協力案件では、現地で修理できない、あるいは現地におけるパーツの迅速な調達が困難な一部の機材について、代理店へのコンタクト方法等の指導が徹底されていなかった例が散見された。

機材の使い良さ、難易度については、アンケート結果より、回答者のほとんどが「使い良い」「易しい」と回答した。

(3) 効果の発現状況

すべての案件において、プロジェクト目標はおおむね達成、あるいは確実な効果を発現している。ただし、プロジェクト形成時や事前調査時において設定されている指標の目標値が、過度に高いケースが散見され、それが案件の効果の達成度を測る際に低い評価とならざるを得ない要因ともなっている。本調査の評価対象案件の多くは、数値目標を除けば、特に質の向上の面で着実な成果を挙げているだけに、適切な数値目標の設定があれば、定量的にもより良い評価結果になったといえる。

(4) インパクト（上位目標への影響等）

すべての案件において、上位目標達成へのインパクトが確認された。各実施機関の直接受益者は全案件において機材供与や施設改修の便益を感じており、高く評価している。また、利用者についてもおおむね何らかの便益を感じている。ただし、今回の調査では実施機関の休暇の関係等で利用者へのアンケート調査は十分にできない案件もあった。

(5) 自立発展性・更なる改善の余地

すべての案件において、自立発展性が確保されていることが確認された。いずれも、実施機関の組織力と財政基盤がしっかりしていること、高いモチベーションがその要因である。ただし、現場で機材を使用する部署と、契約書等を管理する部署の間で、供与後のアフターサービスやあるいは供与機材の処分時の手続き等の事務的な内容が共有されていない傾向が散見された。そのため、現場では、現地代理店へのコンタク

ト方法や老朽化した機材の処分手続きについて大使館に連絡すること等が理解されていないといった問題が生じていた。

(6) 外交的意義と対日関係

広報活動については、すべての案件において、引渡し時にメディアを呼ぶなどして、全国紙や地元紙で取り上げられた。また、実施機関によるホームページ等を通じた広報もされている。コロンビアとコスタリカにおいては、実施機関に加えて援助受入れ官庁等にも対象案件の評価を確認したところ、おおむね良い評価が得られた。他方、案件実施が日本文化の発信や文化交流の促進、そして、親日感の醸成に貢献したかについては、案件の性格や案件実施後の実施機関と日本大使館との関係により差異があった。

4. 教訓

本調査を通じて得られた教訓を以下に述べる。

(1) 観光地や博物館・美術館への協力は高い広報効果が期待できるが、発信方法に工夫が必要

文化無償を通じて日本の科学や文化の発信を行うことは、日本の広報の方法として有効であり、特に観光地や博物館・美術館における協力は多くの利用者の目に触れることになることから、高い広報効果が期待される。しかし、調査結果によると実際に訪れた一般客による認知度は高いとは言えなかった。日本の支援であると認知していたのは、ポアス火山国立公園展示室（コスタリカ）の来訪者では約 20%、コルスブシディオ美術館（コロンビア）の来館者では約 34%、ペルー日本人移住史料館の来館者では約 42%にとどまった。

文化無償資金協力を通じて、日本文化の発信をするためには、計画時点でのより慎重な個別検討が必要である。来訪者の使用言語や表記等への配慮はもとより、より多くの来訪者の印象に残りやすいデザイン性の高い情報発信源であることが望まれる。また、日本主導で実施機関に展示コンテンツを導入する場合は、コンテンツの更新を加味した計画を行う必要があることを認識しておく必要がある。

(2) 楽器供与は青少年教育や社会的リスク層の軽減に貢献できる

中南米地域においては音楽教育を通じた国家音楽教育計画に類するものが増えており、音楽教育を通じて社会的リスク層の軽減・予防や、青少年の情操教育、格差是正につなげていこうとしている。文化無償資金協力における楽器供与はその国の首都が対象となることが多いが、特に地方への供与は首都圏のそれと比較して、現地の開発ニーズに直接的に寄与することができる。

国立音楽センター（コスタリカ）への楽器供与も、同センターの音楽学校の生徒らが、同国文化青年省が推進する SiNEM（コスタリカの社会的リスク層を対象とした「国家音楽教育プログラム」）の下で設立された音楽学校で音楽教育ボランティアを行うことを通じて、子供たちや若者の健全な育成に寄与しており、ひいては彼らが同国の社会リスク層へ流れるリスクを低減することに貢献している。

(3) 図書館や大学への援助は被援助国の文化保全・高等教育開発への高い効果が期待できる

日本文化の発信とは直接的に関係はなくても、被援助国の文化の保全や高等教育の開発に高い効果が期待できる文化無償資金協力はある。特に、図書館の所蔵資料や歴史的文化財等は、被援助国のみならず人類共通の資産である。それら文化財の保全と一般への広い公開、そして、通信教育大学への印刷機の供与のように、被援助国の高等教育の質的改善に貢献し得る援助は、日本との交流という点では他の案件に見劣りするものの、高い効果を出しており、実施機関や被援助国政府からも高く評価され感謝されている。

(4) 文化無償資金協力は平和構築に貢献できる

中南米諸国の多くは過去に内戦を経験しており、現在でもゲリラ勢力との和平や青少年の非行防止等の課題を抱えている国が多い。このような社会環境において、文化無償資金協力は課題解決への有効なツールとなりえる可能性が今回の調査を通じて明らかとなった。たとえば、コロンビアのトリマ県音楽院への楽器供与は紛争影響地域における社会的リスク層への情操教育にも貢献している。当該案件の要請当時の大統領が「楽器を手にした青少年は二度と銃を手にしなさい」として力を入れていた音楽教育に、日本が文化無償資金協力のスキームにて支援したことは、青少年の情操教育や非行防止の側面から、平和な社会の構築に貢献したといえる。また、同国のルイス・アンヘル・アランゴ図書館への視聴覚機材整備においても、文化無償資金協力による成果は、同図書館による視聴覚ツールを用いた国民和解プロジェクトである「平和の声」にも技術的なインパクトをもたらしている。このように、文化無償資金協力による音楽や市民教育への支援は平和構築に貢献できる可能性があり、特に平和構築や治安改善が開発課題である国への支援においては、意味がある。

(5) 機材供与後の実施機関との人的、文化的交流は日本をアピールできる

文化無償資金協力を通じての機材供与は実施機関の活動を活性化するのに有効ではあるが、これらに合わせて、日本人専門家の招聘等、実施機関との人的交流や文化イベントの開催が行われた案件では、より継続的な日本や日本文化にかかわる広報ができたといえる。

(6) 文化無償資金協力は日本製品の良さを売り込み日本企業の海外進出にも貢献できる

本調査で実施したアンケート調査からも、多くの人々が日本の技術力に関心を持っていることが判明した。文化無償資金協力により日本製の質の高い機材を供与することは、実施機関や被援助国における日本製品への信頼やニーズを高めることにもなる。コスタリカでは実際に、文化無償資金協力をきっかけとして日本企業の中米市場への進出につながった。ただし、機材によっては現地におけるフォローアップ体制が非常に重要であるため、供与後の現地サポート体制については、あらかじめ慎重に考える必要がある。また、中南米諸国は国の経済水準が高いこと、また外交的効果からも、供与機材は品質が確保されたものが望まれる。他国の製品と品質や機能において差のない機材は日本のイメージアップには貢献しないが、高品質の機材は、日本の評判を高め、日本企業の中南米進出の足掛かりともなりうる。

5. 提言

(1) 中南米諸国に対する文化無償資金協力の案件形成

全体的に、中南米諸国における文化無償資金協スキームは、資金規模こそ小さいが、非常にその効果が高いといえる。それは、各国ともに文化面の予算が十分ではない事情から実施機関が供与機材を大切によく活用すること、文化という側面を通じて広く人々に触れるものであること等からである。

一般文化無償資金協力が JICA に移管されて 3 年が過ぎ、JICA 事務所では一般文化無償資金協力の案件形成に対して、これまでよりも積極的に取り組む姿勢がでてきたところがあるように見える。ただし、JICA による案件形成は、そのマנדートより開発第一義とならざるをえない。しかしながら、被援助国に対する日本の援助方針や事業展開計画と、その国に対する日本の外交的課題は必ずしも一致するものではない。文化無償資金協力は開発課題への対処に加え、外交的課題に対応できる幅をもつスキームであったことから、開発課題に対応した案件のみが文化無償資金協力の実施案件として採択されるようになった場合、文化無償資金協力が本来もっていた良さが失われるおそれがある。文化無償資金協力の最終目標が「対象国の国民が経済社会発展を進めるうえで必要な活力を得るとともに自尊心を支えられることにより、親日感が醸成される」と考えられることにかんがみ、今後の案件形成については、開発効果のみならず、外交的効果も十分踏まえた対応が望まれる。

なお、中南米諸国における文化無償は、これまでも楽器供与案件の比率が高いが、この傾向は継続していくべきである。中南米諸国では、近年特に、ベネズエラのエル・システマを代表とする国家音楽計画等が進められる傾向にある。これらにおいては、音楽教育を通じた社会的リスク層の軽減、貧困削減、格差是正、平和構築の視点が盛

り込まれており、文化的側面のみならず開発支援にもつながるためである。今回調査した国々では、音楽は開発の対象ではないという日本側の考え方も提示される機会があったが、その効果としては文化無償資金協力が先述の開発課題に貢献していることが、本調査によって明らかになった。したがって、今後の文化無償資金協力案件形成に当たっては、文化を通じた平和構築や貧困削減への貢献という視点が含まれることが望ましい。

(2) 中南米諸国に対する文化無償資金協力の案件実施

1) 案件実施前

一般文化無償資金協力については、日本大使館現地 JICA 事務所または支所を通じて外務省及び JICA 本部に提出された要請書は、コンサルタントによる解析、JICA 並びに外務省の審査を経て、事前調査が実施される案件が選定される。事前調査結果を踏まえて最終的な実施案件が決定される。ここで事前調査対象となった案件は、そのほとんどが最終的に実施まで至るケースが多い。

草の根文化無償資金協力については、日本大使館を通じて外務省に提出された要請書は、コンサルタントによる事前解析及び外務省の審査を経て、案件が選定され、贈与契約が結ばれる。

a) 指標の設定

一般文化無償資金協力の場合、本邦から派遣された本邦コンサルタントによる現地調査を伴う事前調査においては、コンサルタントは実施機関側のニーズを的確にくみ取り、現状を十分精査した上で、プロジェクト目標や数値目標を含めた指標の設定を行う必要がある。

草の根文化無償資金協力の場合、その活動内容及びプロジェクト目標並びに数値目標については、案件実施決定にあたり、現実的なものかどうか実施機関等と十分に確認する必要がある。今回の評価調査においては、たとえばコルスブシディオ美術館（コロンビア）や、ペルー日本人移住史料館など、目標値が過度に高く、現実的ではなかったと考えられるケースがあった。

b) 仕様書

一般文化無償資金協力案件の入札のための仕様書は、担当コンサルタントによって作成される。担当コンサルタントが入札会を開催し、商社が入札を行い受注者が決まる。

入札図書の内容について、事前調査担当コンサルタントは実施機関とよく連絡を取り合意する必要がある。たとえば、国立通信教育大学印刷機材整備計画（コスタリカ）では印刷機の手元を照らす照明器具が必要であったが、実施機関が十分に確認できなかったため、入札図書に照明器具が含まれていないことを実施機関が理解していなか

った。また、ルイス・アンヘル・アランゴ図書館視聴覚機材整備計画（コロンビア）では、日本製 DVD プレーヤーの修理がコロンビア国内では実施できない可能性があることについて、実施機関の理解が十分得られていなかった。DVD プレーヤーの故障の際に、近隣国へ送って修理するよりも自国で新しい機材を購入した方が安価であったことから、自己資金で調達する結果となった。このことから、DVD プレーヤーのような機材は現地で調達する方が望ましいという考え方もあるが、その場合は、より安価なものが選択されることになるため、おそらく日本のメーカーの機材が調達される結果にはならないであろうことが予想される。

なお、事前調査から入札、そして案件実施に至るまでに 2 年以上かかることもあることから、事前調査時とは与条件が変わることがある。あるいは事前調査時に十分設計が詰められていないケースもある。その場合、機材の数量や品目、設置等について、機材が現地に到着した後現場合わせが生じたり、あるいは機材が過剰になる可能性もある。一般文化無償資金協力では予備費が見込まれていないため、不測の事態に対応しにくい環境にあることから、こうした状況をできるだけ避けるためにも、入札前には日本側関係者（大使館員、JICA 職員、コンサルタント）により、条件変更がないかどうか再確認することが望まれる。

2) 実施後

実施機関内部において、実際に機材を扱う現場の部署と、契約関係書類等を管理する事務部門の乖離やミスコミュニケーションより、機材の保証や代理店の情報、また機材処分時の対処方法等が共有されていないことがある。これまで文化無償資金協力で供与された機材は、処分しなくてはならなくなった際には大使館に連絡することになっていたが、大使館側も把握していない場合もあった。実施機関側に期待できないこともあるので、日本側関係者（大使館員や JICA 職員）が実施機関に直接説明することが望まれる。

実施機関は、日本との交流や日本文化の発信源となりうることから、外交的観点から、大使館員や JICA 職員等の現地関係者は、実施機関とコミュニケーションを続けることが重要である。また、努力はしていてもコミュニケーションが途絶えてしまうこともあり、その場合は評価の機会等を通じて第三者であるコンサルタント等を利用することも 1 つの方法である。

3) 日本の広報等

下表に示すアンケート結果より、文化無償案件の広報手段としては、現地メディアによる報道よりも、ニュースレターや利用者に対する説明等の、実施機関による広報活動が最も有効であることが確認された。このことから、実施機関に日本や日本文化の発信源となってもらうべく、大使館からの継続的な働きかけと、それによって実施機関と良い関係を維持することが重要である。

本件評価調査対象であったコスタリカ、コロンビア、ペルーは既に ODA を卒業しつつあるが、過去の文化無償資金協力をアセットとして、日本との人的交流や日本のコンテンツ提供等を通じて、日本文化の発信源としていくことが望まれる。

表-3 日本の援助であることの認知方法

認知方法	コスタリカ			コロンビア			ペルー			合計
	通信 大学	ポアス 火山	音楽セ ンター	図書館	音楽院	美術館	図書 館	移住 史料館	文化 会館	
テレビ	0.0%	7.1%	0.0%	7.5%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	2.1%
新聞	11.1%	7.1%	0.0%	2.5%	6.3%	0.0%	50.0%	12.0%	4.0%	5.7%
インター ネット	0.0%	7.1%	2.3%	12.5%	1.0%	0.0%	50.0%	16.0%	16.0%	6.1%
ニュース レター	7.4%	0.0%	4.7%	10.0%	11.5%	50.0%	0.0%	24.0%	40.0%	13.9%
職員	40.7%	0.0%	51.2%	42.5%	43.8%	37.5%	0.0%	8.0%	4.0%	35.0%
ODA シール	14.8%	21.4%	30.2%	10.0%	19.8%	12.5%	0.0%	0.0%	4.0%	16.1%
親/友人 /知人	3.7%	28.6%	7.0%	15.0%	14.6%	0.0%	0.0%	36.0%	20.0%	15.0%
その他	14.8%	21.4%	4.7%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	4.3%
無回答	7.4%	7.1%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	1.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：アンケート調査結果を基に調査団作成

4) 日本との人材・文化交流

これまでに実施した文化無償資金協力をきっかけとして、実施機関を日本と当該国の文化交流の起点として継続発展させるためには、人やコンテンツといった、施設や機材に続く文化の発信源を投入していくことが望ましい。

調査の結果、いずれの実施機関も日本との人材交流等を通じた文化交流を希望していることが明らかになった。たとえば音楽分野では、国立音楽センター（コスタリカ）及びのトリマ県音楽院（コロンビア）では、日本人音楽教師などの派遣や日本の楽曲等を望んでいる。他方、日本オーケストラ連盟によると、定年退職したオーケストラ団員が音楽を通じて社会貢献できる場を望んでいるが、両者をつなぐものが必要とされている。この場合は、たとえば JICA の SV のスキームが考えられるが、音楽を含む文化は、JICA のマニフェストに照らし合わせると優先順位が低く、今回調査対象であったいずれの国でも、音楽はもとより文化や教育関連のボランティアの派遣についても減少傾向にあるということであった。

このことから、文化及び学術交流面での人材派遣については、たとえば現地の教育機関と日本の教育機関、現地の都市と日本の都市などを結び、あるいは民間企業の社会貢献事業や文化活動、財団や社団法人、NPO 等を通じ形での交流を促進されることが望ましい。外務省および在外公館には、これらに関する情報提供や橋渡し役が期待される。

(3) 中南米諸国に対する文化無償資金協力の案件評価

1) 評価の時期

案件評価の時期について、それぞれの調査先の特性や調査手法に応じて、調査スケジュールを検討すべきである。例えば中南米諸国において決算時期とクリスマスが重なり、実施機関側が多忙な状況にある12月や夏季休暇期間（クリスマスから1月中旬まで）は、職員が現場にいない傾向がある。特に、大学などの教育機関ではクリスマスから2月第1週ごろまでは夏季休暇にあたるため、大学職員や学生等現場にはわずかの人がいるだけで普段の活動の様子を見ることができない。またこの時期は、催し物（コンサート等）も一般的に開催されない時期であるため、アンケート調査やインタビュー調査を実施する場合は、間接裨益者である一般の観客からのサンプル数が十分に得られない可能性もあり、特に教育関連機関等を対象とする評価調査は、この時期を外しての実施を検討することが望まれる。他方、本件調査対象案件の一つであったポアス火山国立公園（コスタリカ）のような観光地では、長期休暇中が観光シーズンであるため、1月にはより多くの人々が訪れる傾向があり、観光施設を対象として、アンケート調査やインタビュー調査手法を用いた評価調査を実施する場合、この時期は適切であるといえる。

2) 評価の視点

文化無償資金協力の評価の視点は、文化無償資金協力の特徴でもある親日感の醸成等の外交的効果を期待するところが多い。他方で、文化無償資金協力もODAである以上、開発効果の発現が期待されることも大きい。開発効果の発現と外交的効果のどちらに重きを置いて評価するかについては、案件の性格により分かれるといえる。本調査においても、図書館や大学に対する援助は開発効果の発現の側面が強く、博物館案件や日系人協会に対する援助は外交的効果の側面が強かったといえる。2つの側面があることは文化無償資金協力の特色といえるかもしれないが、評価においては、対象案件の性質を見定めた上で、評価調査実施や評価結果のまとめの際に強弱をつけることが必要である。

なお、一般文化無償と草の根文化無償におけるスキームの違いによる評価の視点の違いは基本的にはない。ただし、コンサルタントによる事前調査が実施される一般文化無償資金協力案件に比べ、現地事情を十分に踏まえた第三者による事前の精査が難しい草の根文化無償資金協力案件については、数値目標の達成度等について、計画時の見通しが適切ではない場合もあるので、その点を勘案した評価を行うことが妥当といえる。